

# 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金（9月分） の申請を検討されている事業者の皆様

本協力支援金（9月分）の申請を検討されている事業者の皆様のうち国の月次支援金の受給が要件となっている方におかれましては、月次支援金の「審査」及び「給付決定（給付通知書）」の状況に応じて以下のうち、当てはまるケースの御対応をお願いいたします。

## ケース①

【国の月次支援金の「給付決定（給付通知書）」を受領している】

⇒申請期限（1月28日）までに本協力支援金の申請を完了させてください。

## ケース②

【国の月次支援金の「給付決定（給付通知書）」を受領していないが、振込みが完了している】

⇒申請期限（1月28日）までに本協力支援金の申請を完了させてください。申請にあたっては、以下(1)及び(2)の書類を提出してください。

- (1) 国の月次支援金申請マイページ上における給付が完了したことが確認できる画面（申請番号、申請対象月、メールアドレス、電話番号、ステータス「振込手続き完了」又は「振込手続き中」が分かる部分）のコピー又は写真
- (2) 月次支援金の入金を確認できる通帳（通帳を開いた1・2ページ目及び月次支援金の振込を確認できるページ）のコピー又は写真

## ケース③

【国の月次支援金の審査が完了していない】

⇒埼玉県酒類販売事業者等協力支援金 事務局までお問い合わせください。

電話：048-658-7701（午前9時～午後6時（土日祝日を含む））